

神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議開催要綱

令和元年9月2日
保健福祉局長決定

(趣旨)

第1条 市のしあわせの村リニューアルについて、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求める目的として、神戸市しあわせの村リニューアル検討有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 福祉分野の専門的知識又は経験を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。
- 3 第1項に規定する委員のほか、市長は、特別の事項について意見聴取する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和元年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長の指名等)

第4条 保健福祉局長は、委員の中から会長を指名する。

- 2 会長は、会の進行をつかさどる。
- 3 保健福祉局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(有識者会議の公開)

第5条 有識者会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、保健福祉局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、保健福祉局副局長が定める。

附 則（令和元年9月2日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年9月2日より施行する。
- (要綱の失効)
2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。